平成２３年（フ）第３３１号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目７番地10　グランドゥールＪ201号
債務者　大原　　悟
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
鹿児島県西之表市安城2331番地
債務者　菊地　俊司
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番30―301号
債務者　外山　隆雄
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番30―301号
債務者　外山ひづる
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１１３号
京都市南区吉祥院車道町16番地　コーポ車道305号
債務者　アート工房Ｋこと　清原　寛也
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８７９号
京都市南区吉祥院石原町５番地２　吉祥院マンション102、前住所京都市伏見区東奉行町１番地　桃山グランドハイツ111
債務者　藤野　恭子（旧姓外羽）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８９４号
京都市南区久世東土川町333番地２
債務者　清水　美苗
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１３号
京都府八幡市八幡源氏垣外37番地の４　グランドハイツ松洋305
債務者　栗脇　　香
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５９号
京都市下京区東堀川通木津屋橋下る御方紺屋町３番地　ＵＲ塩小路団地204
債務者　岡坂　勝彦
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
奈良市北市町73番地の３　徳山荘15号
債務者　清水　成子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３３１号
奈良市大宮町６丁目３番地の10　藤本ビル303号
債務者　岩本ゆかり（旧姓前口）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６１号
徳島県阿波市市場町市場字岸の下190番地３、住民票上の住所徳島県阿波市市場町香美字北香美51番地
債務者　三浦　弘義
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７９号
徳島県徳島市西新浜町１丁目３番35―301号
債務者　新居　厚子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２２号
徳島市名東町２丁目310番地１、住民票上の住所徳島県吉野川市川島町学字吉本２番地４
債務者　阿部ヒサ子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７９号
沖縄県那覇市字大道38番地コーポ平良401
債務者　吉濱希代美（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２９５号
沖縄県那覇市繁多川４丁目12番52号大喜荘201
債務者　新垣　祥子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６５号
宮城県柴田郡大河原町字緑町４番地１
債務者　猪股　　薫
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第６６号
宮城県柴田郡大河原町字緑町４番地１
債務者　猪股孝一朗
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　仙台地方裁判所大河原支部